

報告第1号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年11月30日提出

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

専 決 処 分 書

令和元年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第3号）

令和元年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ335千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ424,996千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月31日専決処分

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 分 賦 金		千円 374,064	千円 △ 754	千円 373,310
	1 分 賦 金	374,064	△ 754	373,310
3 諸 収 入		35,015	1,089	36,104
	1 雑 入	35,012	1,089	36,101
歳 入 合 計		424,661	335	424,996

(歳 出)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 清 掃 費		千円 402,149	千円 335	千円 402,484
	1 清 掃 費	402,149	335	402,484
歳 出 合 計		424,661	335	424,996

報告第2号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年11月30日提出

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

専 決 処 分 書

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和2年9月17日専決処分

南空知公衆衛生組合長 齋 藤 良 彦

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1石狩振興局（12）の項中「（12）」を「（11）」に改め、「札幌広域圏組合」を削り、同表渡島総合振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「山越郡衛生処理組合」を削り、同表空知総合振興局（32）の項中「（32）」を「（31）」に改め、「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

報告第3号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年11月30日提出

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

専 決 処 分 書

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和2年9月17日専決処分

南空知公衆衛生組合長 齋 藤 良 彦

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合、」を削り、同表空知管内の項中「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

報告第4号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年11月30日提出

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

専 決 処 分 書

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和2年9月17日専決処分

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

認定第1号

令和元年度南空知公衆衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度南空知公衆衛生組合一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年11月30日提出

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

議案第 1 号

南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例の一部を改正する条例
制定について

南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

南空知公衆衛生組合長 齋 藤 良 彦

南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例（平成13年条例第1号）

の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（一般廃棄物処理手数料）

第13条の2 組合長は、第13条の規定により一般廃棄物の処理をする場合で、別表第1に掲げる取扱区分の処理に該当するときは、当該取扱区分に応じて同表に定める当該手数料を徴収する。

2 前項の手数料の徴収方法は、規則で定める。

3 前2項の規定により徴収した手数料は、還付しない。ただし、組合長が必要と認める場合には、その全部又は一部を還付することができる。

4 組合長は、災害その他特別の事情により手数料の負担軽減の必要があると認める者について、第1項の手数料の全部又は一部を免除し、又は他の方法により負担を軽減する措置を講ずることができる。

附則の次に次の別表第1を加える。

別表第1（第13条の2関係）

手数料の種類	取扱区分		手数料の額
一般廃棄物処理手数料	生ごみ（15リットル）	規則で定める指定袋（以下「指定袋」という。）で搬出されたものの	2円/リットル
	生ごみ（6リットル）		2円/リットル
	可燃ごみ（40リットル）		1.5円/リットル
	可燃ごみ（20リットル）		1.5円/リットル
	不燃ごみ（30リットル）		1.5円/リットル
	不燃ごみ（5リットル）		2円/リットル
	不燃ごみ（ペット用）（15リットル）		2円/リットル
	資源ごみ （びん・缶・ペットボトル）（40リットル）		

	(プラスチック類) (40リットル)		0.5円/リットル
	段ボール雑誌類等	規則で定める方法で排出	無料
	粗大ごみ	規則で定める方法で排出	無料
	乾電池用	指定袋で搬出されたもの	無料
	蛍光管用(丸管)		
	蛍光管用(直管)		

第2条 南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第13条の2関係)

手数料の種類	取扱区分		手数料の額
一般廃棄物処理手数料	生ごみ(15リットル)	規則で定める指定袋(以下「指定袋」という。)で搬出されたものの	2円/リットル
	生ごみ(6リットル)		2円/リットル
	可燃ごみ(40リットル)		2円/リットル
	可燃ごみ(20リットル)		2円/リットル
	不燃ごみ(30リットル)		2円/リットル
	不燃ごみ(5リットル)		2円/リットル
	不燃ごみ(ペット用)(15リットル)		2円/リットル
	資源ごみ (びん・缶・ペットボトル)(40リットル)		0.5円/リットル
	(プラスチック類) (40リットル)		0.5円/リットル
	段ボール雑誌類等		規則で定める方法

		法で排出	
	粗大ごみ	規則で定める方法で排出	無料
	乾電池用	指定袋で搬出されたもの	無料
	蛍光管用（丸管）		
	蛍光管用（直管）		

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

議案第2号

南空知公衆衛生組合監査委員の選任について

次の者を南空知公衆衛生組合監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年11月30日提出

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

住 所 空知郡南幌町北町4丁目5番1号
氏 名 角 畠 徹
生年月日 昭和27年7月25日